



税理士 山本 善通 氏

## 組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

### Question

### 年末調整

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開をしています。令和7年分の年末調整を行うにあたり、概要と留意点について教えてください。

### Answer

#### 【概要】

令和7年分の年末調整事務については、大幅な改正が行われています。事務処理を行うにあたっては、改正点に十分に注意してください。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。主な改正点は下記の通りになります。

#### (1) 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

| 合計所得金額<br>(収入が給与だけの場合の収入金額) |                      |               |  | 基礎控除額   |         |
|-----------------------------|----------------------|---------------|--|---------|---------|
|                             |                      |               |  | 改正後     |         |
|                             |                      |               |  | 令和7・8年分 | 令和9年分以後 |
| 132万円以下 (200万3,999円以下)      |                      |               |  | 95万円    |         |
| 132万円超                      | 336万円以下 (200万3,999円超 | 475万1,999円以下) |  | 88万円    | 58万円    |
| 336万円超                      | 489万円以下 (475万1,999円超 | 665万5,556円以下) |  | 68万円    |         |
| 489万円超                      | 655万円以下 (665万5,556円超 | 850万円以下)      |  | 63万円    |         |
| 655万円超                      | 2,350万円以下 (850万円超    | 2,545万円以下)    |  | 58万円    |         |
|                             |                      |               |  |         | 48万円    |

#### (2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

#### 【給与所得控除額（改正された範囲）】

| 給与の収入金額             | 給与所得控除額 |                 |
|---------------------|---------|-----------------|
|                     | 改正後     | 改正前             |
| 162万5,000円以下        | 65万円    | 55万円            |
| 162万5,000円超 180万円以下 |         | その収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 190万円以下      |         | その収入金額×30%＋8万円  |



#### (3) 特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除（19歳以上23歳未満）が創設されました。

#### 【留意点】

- 適用開始となる令和7年12月1日以後の令和7年分の年末調整において、改正後の要件に基づき、新たに扶養親族等になる者がいる従業員等からは、令和7年分の扶養控除等（異動）申告書の再提出を受ける必要がありますので留意してください。
- 基礎控除額の改正等により、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されていますので留意してください。